

○国土交通省告示第二百六十八号

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓一

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

後 半	前 半
<p>第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければなら ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設分野技能実習に<u>1年11か月以上</u>従事したことがあること。</li> <li>2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。</li> </ol>	<p>第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければなら ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設分野技能実習に<u>概ね2年間</u>従事したことがあること。</li> <li>2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。</li> </ol>
<p>第4 特定監理団体の認定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>(1) ～ (5) (略)</li> <li>(6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</u>でないこと。</li> <li>(7) ～ (13) (略)</li> </ol>	<p>第4 特定監理団体の認定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>(1) ～ (5) (略)</li> <li>(6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</u>でないこと。</li> <li>(7) ～ (13) (略)</li> </ol>
<p>第5 受入建設企業及び適正監理計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>(1) (略)</li> <li>① (略)</li> <li>② 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。</li> </ol>	<p>第5 受入建設企業及び適正監理計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>(1) (略)</li> <li>① (略) (新設)</li> </ol>

<p>③～⑬ (略)</p> <p>⑭ 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること。</p> <p>⑮ 外国人建設就労者に対し、適正監理計画の認定を申請するまでの間に、雇用契約に係る重要事項について、書面により当該外国人建設就労者が十分に理解することができる言語で説明していること。</p> <p>(2) 1 (2) ②の<u>人数と1号特定技能外国人(入管法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)</u>の人数の合計が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 1 (2) ⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であり、<u>安定的な支払い及び技能習熟に応じた昇給が雇用契約に明記されていること。</u></p> <p>(7) ・ (8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>⑭～⑱ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 1 (2) ②の<u>人数</u>が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 1 (2) ⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上<u>であること。</u></p> <p>(7) ・ (8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示のうち、第3の1、第4の2(6)及び第5の2(2)の改正規定は公布の日から、第5の2(1)及び(6)の改正規定は令和二年一月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の外国人建設就労者受入事業に関する告示(以下「旧告示」という。)第5の1又は3の規定による認定の申請がなされ、又は旧告示第5の2の規定(第5の5において準用する場合を含む。)により認定を受けている適正監理計画については、この告示による改正後の外国人建設就労者受入事業に関する告示第5の2(1)及び(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。